



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第542号 令和5年1月31日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
23	令和4年度自衛官候補生の募集期間，採用試験の試験期日，試験場等を告示する件	とくしまゼロ作戦課
24	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	管財課
25	第48期使用者委員の補欠委員について候補者の推薦を求める件	労働雇用戦略課
26	換地処分を行った件	農山漁村振興課
27	道路の区域を変更する件	道路整備課

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
5	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
6	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
7	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
8	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があった件	
9	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体がなくなった旨の届出があった件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
10		不在者投票を行うことができる施設を指定した件の一部を改正する件	

徳島県告示第二十三号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八十条の規定により、令和四年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和五年一月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第七回	令和五年二月十七日（金曜日）まで	令和五年二月二十六日（日曜日）	筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定

備考

- 筆記試験及び適性検査については、試験期日前にインターネットを利用する方法により受験するものとする。
- 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名称	位置
第七回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和五年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出

張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第二十四号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年一月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
遠隔教育支援ツール 五十五組
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和四年十一月二十四日
- 四 落札者の氏名及び住所
四国通建株式会社
愛媛県今治市南大門町一丁目 一五
- 五 落札金額
三千六百十九万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和四年九月二十七日

徳島県告示第二十五号

徳島県労働委員会の第四十八期の使用者委員の補欠委員について、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第十九条の十二第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり候補者の推薦を求める。

令和五年一月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 補欠委員の数

一人

二 推薦資格

本県の区域内のみに組織を有する使用者団体とする。

三 使用者委員候補者の資格

法第十九条の十二第六項において準用する法第十九条の四第一項の規定による欠格者及び法令の規定により兼職に関する制限を受ける者でないこと。

四 推薦期間

令和五年一月三十一日（火曜日）から同年二月七日（火曜日）まで

五 推薦手続

この推薦手続に参加する使用者団体は、推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

1 定款又は会則

2 事業計画

3 役員名簿（役職名、氏名、所属事業所名及び生年月日を記載したもの）

4 会員名簿

5 労働組合に関する業務参考資料

六 推薦の方法

この推薦手続により提出する書類は、徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課に提出すること。

徳島県告示第二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき
営土地改良事業の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第
四項の規定により公告する。

令和五年一月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地区名	換地処分年月日
長生西部地区（大原工区）	令和五年一月二十三日

徳島県告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和五年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

4 0	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
		徳島空港	板野郡北島町太郎八須字 宮ノ西一番四地先から 鳴門市大麻町東馬詰字式 番越九番五地先まで	新 旧	一一・九〇四三・五	六七八・〇

徳島県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和五年一月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
川真田たくみ後援会	河野利英	岸田益雄	吉野川市鴨島町鴨島五二〇番地	令和四年十二月十九日
多田ひで後援会	久住浩子	向井眞一	徳島市北沖洲二丁目一〇・五七	令和四年十二月二十日
岩佐洋介後援会	岩佐洋介	松尾亜佳理	名東郡佐那河内村上字平間三七番地	令和四年十二月二十日
間愛結美後援会	間愛結美	間恵子	小松島市田野町字高田三〇九番地	令和四年十二月二十六日
峯田繁廣後援会	峯田繁廣	峯田美知子	那賀郡那賀町小仁字舟津の上一五四番地三	令和四年十二月二十七日
井内せいじ後援会	井内清二	井内真喜	名西郡石井町藍畑字高畑一三五四・二	令和五年一月四日
新しい徳島をつくる				令和五年

徳島新未来創生会	おさだよしなり後援会	内藤市長リコールと 議会を変える市民の会	みんなの会
後藤田正純	長田善成	久次米尚武	柿成昇司
十川昌史	長田善成	吉川幸美	岡村誠
徳島市問屋町五七	徳島市川内町鶴島一七八・一 サントノーレ吉野川一〇〇四号 室	居ビル四階 徳島市西船場町一丁目二三 新	徳島市問屋町一四番地
一 令 月 和 十 五 日 年	一 令 月 和 十 五 日 年	一 令 月 和 四 五 日 年	一 月 四 日

徳島県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年一月三十一日

一 政党の支部

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項		異動の 内容	異動年月日
自由民主党川島町支部	河野尚美	代表者の氏名	会計責任者の氏名	所在地	主たる事務所の所在地		
		河野尚美	阿部幸二	吉野川市川島町川島四四四	吉野川市脇町字小星四五四番	新	令和四年十二月二十二日
		市原尚	河野尚美	吉野川市川島町桑村一六三	美馬市脇町大字猪尻字建神	旧	

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項		異動の 内容	異動年月日
東條恭子と女性議員を増やす会	東條恭子	代表者の氏名	会計責任者の氏名	所在地	主たる事務所の所在地		
		東條恭子	山橋潔子	美馬市脇町字小星四五四番	美馬市脇町大字猪尻字建神	新	令和四年十一月一日
武田きよし後援会	三宅孝夫		湯浅真由美	社下南一七〇番地一		旧	令和五年一月四日

田村としや後援会	子育て・教育・まちづくりの会		
田村俊政	木原資裕		
代表者の氏名	所在地	主たる事務所の氏名	政治団体の名称
田村俊政	一	鳴門市鳴門町高島字南四三	子育て・教育・まちづくりの会
田村長二郎	七	鳴門市鳴門町高島字北二〇 武山茂方	「鳴門の教育をよくする会」
令和五年 一月十二日	令和五年 一月一日		

徳島県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年一月三十一日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
はせがわ吉正を育てる会	長谷川吉正	令和四年十一月三十日
岡南均後援会	前田剛	令和四年十二月三十一日

徳島県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年一月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

資金管理団体の届出をした者 (代表者)の氏名		資 金 管 理 団 体		指定年月日	
氏 名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
長 田 善 成	徳 島 市 議 会 議 員	おさだよしなり後援会	徳島市川内町鶴島一七八・一サン トノレ吉野川一〇〇四号室	長 田 善 成	令 和 五 年 一 月 十 日
後 藤 田 正 純	徳 島 県 知 事	徳島新未来創生会	徳島市問屋町五七	後 藤 田 正 純	令 和 五 年 一 月 十 二 日

徳島県選挙管理委員会告示第九号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定に基づく資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
令和五年一月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	届出年月日
長 谷 川 吉 正	は せ が わ 吉 正 を 育 て る 会	令 和 四 年 十 一 月 三 十 日

徳島県選挙管理委員会告示第十号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和五年一月二十日から施行する。

令和五年一月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一の表中151の項を152の項とし、148の項から150の項までを一項ずつ繰り下げ、147の項の次に次のように加える。

148	介護医療院名東	徳島市名東町1丁目91
-----	---------	-------------